

別紙2 サービス内容説明書

1 提供するサービスの内容

「西毛病院介護医療院」における施設サービス等は、利用者の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

① 施設サービス計画の立案

施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員が、利用者等の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、療養を妥当適切に行うための施設サービス計画原案を作成します。

② 診療

常に利用者の病状、心身の状況の適確な把握に努め、医師による利用者やその家族に対しての適切な指導を行います。検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行います。急変時や利用者の病状に照らして専門医の診療の必要ある時（歯科受診を含む）は、協力病院への受診・入院等の適切な措置を講じます。

③ 看護・介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実を図るよう、利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄等の日常生活動作の自立に向けて適切な援助を行います。

④ 機能訓練

リハビリテーションを重視し、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を策定して常勤の理学療法士または作業療法士による個別リハビリ訓練を行っています。また、個人の能力等を生かしたグループ活動等のプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

⑤ 食事

管理栄養士による適温で栄養のバランスを考えた食事を提供します。食事は、健康状態が悪くない限り、食堂にてお摂り頂きます。

・朝食 午前7時15分 ・昼食 正午 ・夕食 午後6時

なお、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、当施設の医師の管理の下、治療食等の療養食を提供します。

また、栄養状態や摂食状況の評価を行い、その結果をもとに医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員等が共同して利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、計画に従って低栄養状態の予防・改善のための管理を継

続して行う栄養マネジメントサービスを提供します。さらに、食事を口から食べられることを維持していくための取り組みを、利用者の状態に応じて経口維持計画を作成して行っています。

⑥ 入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、その状態に応じて車椅子のまま利用できる特殊浴槽や仰臥位の姿勢のまま利用できる特殊浴槽で対応します。

⑦ 相談援助サービス

利用者又はその家族からの、制度利用や利用料金に関する事、心配事等さまざまな相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

要介護認定の申請代行等の介護保険法に基づく行政手続きを、必要に応じて行います。

⑧ 退所に向けた総合的支援

利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行います。

また、退所が可能になった利用者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員や支援相談員が中心となって退所後の主治医及び居宅介護支援事業者、市町村と連携を行います。

⑨ その他利用者に対する便宜の提供

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

2 利用料金等について

運営規定別表第1に記載されています。

3 医療機関等との連携

当施設では、次の医療機関と歯科医療機関に協力を頂いております。

- | | |
|----------|--------|
| ① 協力病院 | 西毛病院 |
| ② 協力病院 | 富岡総合病院 |
| ③ 協力歯科医院 | 西毛病院歯科 |

4 当施設利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間は、午後2時から午後7時までです。なお、緊急の場合はこの限りではありません。面会の際は、玄関事務受付の面会票に必要事項を記入し、面会バッジをつけて下さい。

ご家族等におかれましては、できるだけ面会に来て頂きますようお願いしま

す。ただし、地域の感染状況にて受け入れ条件は変化します。

② 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為は当施設で行います。そのため、他の医療機関を受診した

り、投薬を受けたりすることができないことがありますので、必ず事前に当施

設にご相談下さい。

③ 金銭・貴重品の持ち込み

金銭や貴重品の持ち込みはお断りしております。持ち込みを希望される場合

は、必ず事前にスタッフステーションに申し出頂き、必要に応じてスタッフステーションにて管理いたします。申し出なく利用者ご本人に管理いただいた場合の紛失等においては、当施設の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任は負いかねますことをご承知おき下さい。

④ 宗教・政治活動

当施設内での宗教の勧誘や特定の政治活動は、他利用者の迷惑になりますの

で一切お断りしております。

⑤ 営利行為等

当施設内での営利行為、販売行為等は、一切お断りしております。

⑥ 飲酒・喫煙

当施設内での飲酒は、原則としてお断りしております。喫煙についても、当

施設館内は、「禁煙」となっております。

⑦ 危険物の持ち込み

入所されているみなさまに安全な療養環境を提供するために、刃物や火気

類などの危険物の持ち込みは一切お断りしております。また、お持ち込みになられた私物・所持品を確認させていただいた際に危険物に類する物

と判断された物品については、持込みをご遠慮していただくことがあります。

利用者ご本人の趣味・生きがいなどの理由により、やむを得ず裁縫道具など

の危険を及ぼす可能性のある道具の持ち込みを希望される場合については、必ず当施設職員に申し出て許可を得てください。なお、その際の道具の管理については、スタッフステーションにて行ないます。

⑧ 食事等の持ち込み

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当施設の提供する食事をお召し

上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービ

ス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、原

則として食事の持ち込みはお断りしております。

食事以外の食物の持ち込みについても、食中毒等の衛生管理上及び栄養管理

上並びに誤嚥事故防止などの安全上の理由により、極力ご遠慮いただいております。持ち込みを希望される場合は、利用者ご本人が食べられる食物形態及び範囲内の量にさせていただくとともに、必ず食べていただく前に当施設職員に申し出てください。

⑨ 衣類・所持品

衣類や所持品など、持ち込まれる物品には必ず利用者ご本人の名前をわかり

やすく明示してください。また、お持ち込みになられる所持品類は必要なもの

のみにとどめていただくようお願いいたします。

デリケートな衣類、特殊素材の使用された衣類、貴重な衣類や高価な衣類などについては、お持ち込みにならないようお願いしております。なお、利用者ご本人の選択によりそれらの衣類を持ち込まれた場合につきましては、洗濯はご家庭でお願いするとともに、破損・紛失した場合は当施設の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任は負いかねますことをご承知おき下さい。

⑩ その他

- ・共同生活の秩序を保ち、利用者間の相互の親睦に努めていただけますようお願いいたします。
- ・職員への金品等の謝礼は一切お断りしております。お気遣いのないようをお願いいたします。
- ・当施設は、個人ごとに立案されたサービス計画（ケアプラン）に基づいて、
各種の施設サービスを提供しております。利用者ご本人及びご家族のみなさまにおいては、サービス計画（ケアプラン）の作成、及びリハビリテーション等の施設サービス実施、家庭復帰へ向けての取組みに積極的に参加及び協力していただけますようお願いいたします。

以上明記された留意事項について、遵守いただけない場合は、改善をお願いさせていただきます。その後、改善をしていただけない場合には、施設利用の継続が困難となる場合もあることをご承知おきください。

5 非常災害対策の概要

① 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

② 防災訓練（震災に対する訓練を含む）

当施設は毎年、年2回総合防災訓練（避難及び救出その他必要な訓練）を実施します。

6 サービスの質の評価及び向上の体制

- ① 当施設では、自ら提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。
- ② 当施設では、施設内における定期的な勉強会、研修会を開催します。
- ③ 当施設では、関係諸団体等の開催する各種研修会等へ積極的に職員を参加させます。
- ④ 当施設は、サービスの質の確保と向上の為、群馬県知事の指定する調査機関の調査を受けるとともに、その評価結果は指定情報公表センターを通じて公表します。

7 その他

- ① 療養状況などについて、ご家族以外の方からの問い合わせや、電話による問い合わせの場合、相手方の特定ができない場合にはお答えしかねますことをご承知おきください。

- ② 療養上の都合や風邪などの感染の状況等により、療養室やベッドの位置などやむを得ずご家族への連絡なく移動させていただくことがありますことをご承知おきください。